

Information 01

新型コロナウイルス追加接種(3回目接種)について

「新型コロナウイルスワクチンの2回目接種完了」から原則8カ月以上(65歳以上の高齢者は7カ月以上)を経過した18歳以上の人で、追加接種(3回目接種)を希望する人に対し、集団接種と協力医療機関の個別接種を実施します。接種時期は、65歳以上の高齢者の集団接種は1月29日から、64歳以下の接種は高齢者接種完了後に順次実施します。

接種券の送付と接種会場について

【接種券送付時期】対象となるワクチン2回目接種完了から原則8カ月以上経過する時の1カ月程度前に順次送付します。

【接種券送付対象者】2回目の接種時に登米市に住居登録があった人で、接種券を送付する時期に登米市に住居登録している人。登米市外に住居登録がある人は、住民登録がある市町村にお問い合わせください。また、登米市に転入した

人は、転入時期によっては接種券が送付されません。その際は、発行申請が必要となりますので、ご注意ください。

【接種会場・日時】接種券と別にハガキでお知らせします。※医療従事者や高齢者施設入所者などは、既に接種した場合でもハガキが送付されることがあります。※指定された日時を変更したい場合は、コールセンターまたはWeb予約システムで予約変更が可能です。

ワクチン接種について

【副反応について】接種券に同封するワクチン説明書、全戸配布チラシや市公式ホームページで必ず確認してから接種するか判断してください。【ワクチン接種は強制ではありません】感染症予防の効果と副反応のリスクを理解した上で、自らの意志で接種を受けてください。体質や持病などの理由で新

型ウイルスワクチンを受けること。ワクチン接種を受けること。または受けられないこと。によって、差別やいじめなどが起きることのないよう、地域、学校、会社においては、本人の判断が尊重されるよう配慮をお願いします。

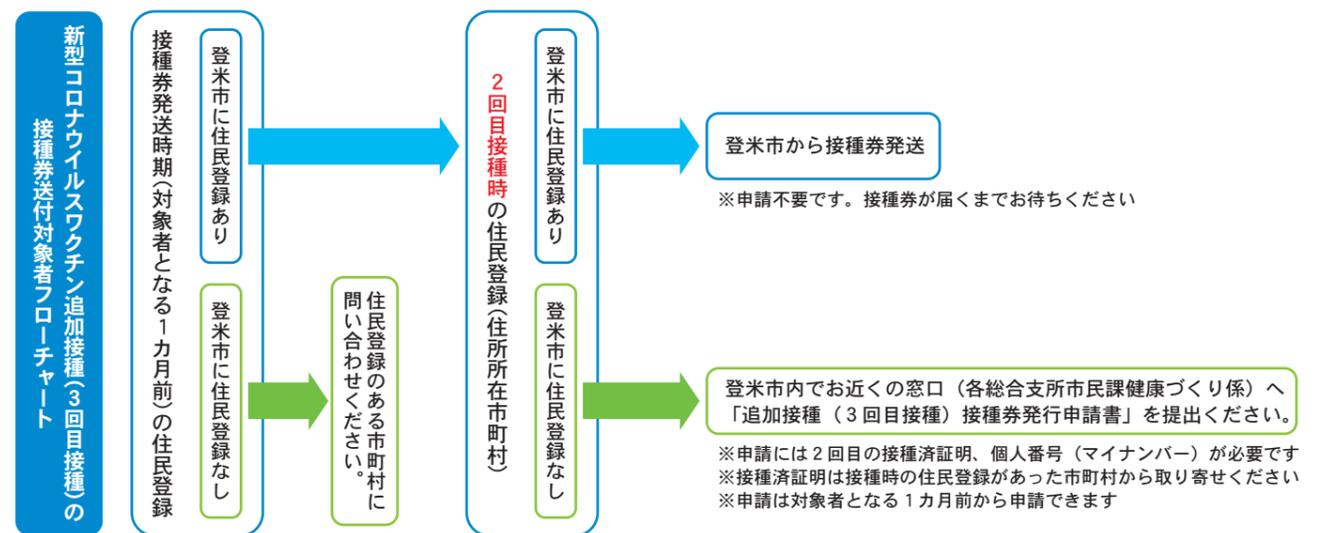
【今後のお知らせ】追加接種(3回目接種)については、市公式ホームページと全戸配布チラシでお知らせします。【問い合わせ】市民生活部新型コロナウイルスワクチン接種対策室(コールセンター) 0120(567)257



Web予約システム

接種券送付対象者フローチャート

【接種対象者】ワクチン2回目接種完了から原則8カ月以上を経過した18歳以上の人
 【接種券送付対象者】接種券送付時に登米市に住居登録がある人のうち2回目の接種時に登米市に住居登録があった人
 【接種対象外】ワクチン未接種の人、または1回目接種済みで2回目未接種の人



Information 02

暖房などの灯油購入費を助成 市福祉灯油購入助成事業

市では、灯油の価格高騰を踏まえ、冬期間における経済的負担軽減対策として、一定の要件に該当する世帯を対象に、灯油購入費の一部を助成します。

【助成対象世帯】令和3年12月1日時点において登米市に住居を有する世帯で、令和3年度の市民税が非課税の人で構成される世帯のうち、次の①～⑤のいずれかに該当する世帯
 ①生活保護世帯
 ②65歳以上の高齢者のみで構成する世帯
 ③母子・父子世帯(児童扶養手当を受給している世帯または母子・父子家庭医療費助成を受けている世帯)
 ④身体障害者手帳1級～2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級～2級のいずれかの交付を受けている人の属する世帯
 ⑤特定医療費(指定難病)医療受給者証または小児慢性特定疾病医療費受給者証の交付を受けている人の属する世帯

【助成額】1世帯当たり5千円(500円券10枚)の福祉灯油購入助成券を交付します

※助成券の有効(使用)期限は、令和4年3月31日までです

【申請方法】助成対象世帯の人は、登米市福祉灯油購入助成券交付申請書に必要事項を記入し、提出してください。※提出された申請内容を確認し、該当世帯には簡易書留で福祉灯油購入助成券を郵送します

【申請期限】2月28日(月) ※当日消印有効
 【注意事項】令和3年1月2日以降に登米市へ転入した人が福祉灯油購入助成券を申請する場合は、前住所地の市町村が発行する世帯全員分の令和3年度市町村民税非課税証明書を添付してください

【申し込み・問い合わせ】福祉事務所長 寿介 護 長 寿 社 会 係
 〒987-0046 登米市 南方町新高石浦130
 ☎0220(58)5551

Information 03

施設への自動販売機設置者を募集します

市の施設に設置する自動販売機の設置者を募集します。希望する場合は、次の方法により申し込みください。

【販売機の種類】清涼飲料水自動販売機(災害救援対応型)
 ※酒類・ビン類を除く
 【応募方法】必要書類(要領、仕様書など)を担当窓口で受け取るか、市公式ホームページからダウンロードし、募集内容を確認の上、参加申込書類を提出してください
 ※応募資格など詳細は仕様書を確認ください
 ※希望者が複数の場合は、抽選で設置者を決定します
 【設置台数】各施設1台
 【電気料】自動販売機の電気料は設置者負担



選定方法	公募抽選グループ	施設	設置期間	募集期間	設置料金	申し込み・問い合わせ
公募抽選	グループ①	迫総合支所 中田定住促進住宅 中田農村環境改善センター	令和4年4月1日～令和6年3月31日 ※2年間	1月20日(木)～2月7日(月)	売上高に8%または8.8%を乗じた金額	総務部総務課(財産係) ※迫庁舎2階 〒987-0511 / 登米市 迫町佐沼字中江2-6-1 ☎0220(22)2091 ✉somu-somu@city.tome.miyagi.jp
	グループ②	石越定住促進住宅 新クリーンセンター(屋外) 中田生涯学習センター				建設部住宅都市整備課(都市整備係) ※中田庁舎1階 〒987-0602 / 登米市 中田町上沼字西桜場18 ☎0220(34)2316 ✉jyutakutoshi@city.tome.miyagi.jp
	グループ③	消防防災センター 新クリーンセンター(屋内) 東和定住促進住宅				
		中江中央公園				
		萩洗公園				
		かがの公園			1台につき1万円	
		鹿ヶ城公園				